

成年後見制度を学ぶ

認知症や障がい等により判断能力が不十分な方に代わり財産管理や身上保護を行う成年後見制度について、関心のある一般県民の方を対象に、制度の普及啓発を目的とした県民講座を開催いたします。

成年後見制度に興味や関心のある方はぜひご参加ください。

下記対象市町村に在住、在勤、在学の方はどなたでも受講可能です。

対象市町村	横浜市、川崎市、横須賀市、三浦市、葉山町、逗子市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、平塚市、大磯町、二宮町
開催日時	令和6年8月9日(金) 13時～16時30分
会場	藤沢市役所分庁舎2階 第1・第2活動室
定員	100名※定員に達した場合は期間前に受付終了となる場合があります。
申込期間	令和6年6月17日(月)9時～7月26日(金)17時 ※手話通訳申込期限…7月17日(水)17時（希望の方は裏面記載の【事務局】までご連絡ください。）
受講料	無料(会場までの交通費は自己負担となります。なお、会場へは公共交通機関をご利用ください。)

講座名・内容	講師	時間
【成年後見制度総論・各論】 ・成年後見制度の目的、理念 など	神奈川県弁護士会 弁護士	13時～15時 ※講座時間 90分 ※途中休憩 15分 ※講座後、質疑応答 15分
【消費者保護】 ・消費者保護の概要 ・消費生活センターについて など	神奈川県消費生活課派遣講師	15時15分～16時30分 ※講座時間 60分 ※講座後、質疑応答 15分

※本講座は「令和6年度市民後見人養成講座(基礎研修)」と合同開催いたしますが、本講座の受講により、「令和6年度市民後見人養成講座(基礎研修)」の一部を修了したことはありません。

※途中参加、途中退出は原則できません。

【申込方法】

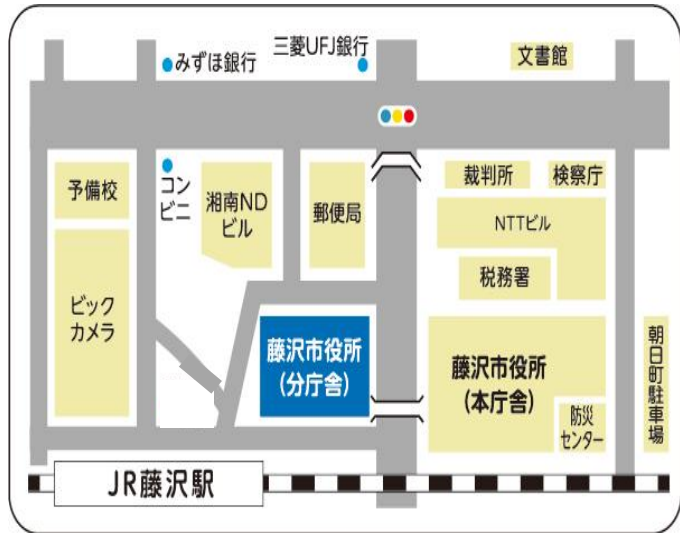
申込期限までに、右記二次元コード、電話または電子メールもしくは下記「申込書(送信票)」を FAX 送信にて、申込先までお申込みください。電子メールでのお申込みの場合、件名に【県民講座申込】とご記入の上、メール本文に「申込書(送信票)」の項目をご記入ください。

申込二次元コード



【アクセス】

藤沢市朝日町 1 番地の 1
(JR 及び小田急:藤沢駅下車北口より
大船方面へ徒歩約 3 分)



【事務局】

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 地域福祉部 権利擁護推進課 (かながわ成年後見推進センター)
〒221-0825 横浜市神奈川区反町 3-17-2 神奈川県社会福祉センター8 階
電話:045-534-6045 FAX 番号:045-314-3472 電子メール:kouken@knsyk.jp

令和 6 年度 県民講座「成年後見制度を学ぶ」 申込書 (送信票)

(ふりがな) 申込者氏名	
連絡先電話番号※1	
連絡先電子メールアドレス※1	
お住まいの市町村※2	

※1 : 連絡先電話番号もしくは連絡先電子メールアドレスのいずれかを必ずご記入ください。

※2 : 県外在住で勤務先もしくは学校が県内にある場合は、所在地の市町村をご記入ください。

【申込先】(福)神奈川県社会福祉協議会 地域福祉部 権利擁護推進課 (かながわ成年後見推進センター)
〒221-0825 横浜市神奈川区反町 3-17-2 神奈川県社会福祉センター8 階
電話 : 045-534-6045 FAX 番号 : 045-314-3472 電子メール : kouken@knsyk.jp

本講座の申込時にご提供いただきました個人情報は本講座の運営のためのみに使用し、その他の目的での使用および第三者への提供はいたしません。